平成２０年（フ）第８１９号
盛岡市開運橋通１番25号
破産者　株式会社オークラ
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３１５号
茨城県石岡市真家1700番地
破産者　有限会社羽成工務店
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３８号
千葉県佐倉市江原台２丁目13番地19
破産者　有限会社インテリアサイトウ
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３９号
千葉県佐倉市江原台２丁目13番地19
破産者　齊藤　正弘
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２７７２号
東京都港区南青山７丁目４番２号
破産者　イー・ステージ株式会社
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６７０号
埼玉県さいたま市南区白幡３丁目６－７－403、開始決定時の住所埼玉県さいたま市南区鹿手袋７丁目６－７－103
破産者　牧野　史朗
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８号
千葉県市原市白金町１丁目79番地１
破産者　有限会社コートドール
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成１９年（フ）第８０７７号
神奈川県大和市南林間８丁目15―17―101、開始決定時の住所東京都世田谷区経堂５丁目34―７―302
破産者　レーハン真美（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２２４号
東京都大田区下丸子４丁目27―３―1402
破産者　三島　祝代
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１００２号
千葉県浦安市高洲１丁目22―12
破産者　醍醐　重光
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２６６号
東京都世田谷区砧５丁目16―10
破産者　柴嵜　安寧
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５９０号
東京都渋谷区上原３丁目１番16号
破産者　マスマテリアル株式会社
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３８号
東京都町田市南成瀬６丁目７番地１
破産者　浅岡みどり
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３１９号
東京都府中市是政５丁目８番地の11　１Ｆ
破産者　有限会社オフィス龍成
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７８２号
神奈川県鎌倉市腰越807番地
破産者　有限会社川ぞう
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７号
山梨県都留市下谷３丁目４番33号
破産者　有限会社君田工業
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
長野県上田市富士山3313番地25
破産者　株式会社勝建
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７７号
岐阜県恵那市三郷町野井87番地１、従前の住所岐阜県恵那市長島町中野1053番地32
破産者　竹内　正和
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１９６１号
愛知県海部郡大治町大字砂子字村東15番地
破産者　有限会社じゅうに佳月
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９９００号
京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566―１
破産者　株式会社レタスカード
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３号
岡山市南区南輝３丁目19番26号
破産者　株式会社御崎組
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１号
香川県観音寺市観音寺町甲3406番地の19
破産者　有限会社高辻呉服店
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第７９号
福岡県みやま市山川町河原内1264番地
破産者　有限会社山川舗道
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係